

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第十二号

昭和二十四年三月鳥取縣規則第二十五号鳥取縣立農業講習所規程の一部を次のように改める。

昭和二十五年二月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立農業講習所規程中改正規程

第一條中「鳥取縣立農業講習所（以下講習所という）は」の下に「鳥取縣立農事試験場内に設置し」を加える。
第三條第一号中「農業を主とする」を削り「新制高等学校」の下に「又はこれに準ずる（農林大臣の指定する）教育機関」を加える。
同條第二号中「甲種農学校」を「旧制中等学校（乙種農学校を含む）」に「試験研究機関又は教育機関におい

本書ノ次序サハ國定規格A五判

昭和二十五年二月十四日
第二千八十四号 火曜日

て試験研究又は教育に従事した者」を「試験研究、教育、普及事業又は実務に従事した者」に改める。

同條第三号削除

第六條中「定員は」の下に「各学年」を加える。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第五十六号

東伯郡天神野耕地整理組合第一区の換地処分については
昭和二十五年二月十日認可した。

昭和二十五年二月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第五十七号

00816

東伯郡天神野耕地整理組合第十四区の換地処分については昭和二十五年二月十日認可した。

昭和二十五年二月十四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第五十八号

東伯郡天神野耕地整理組合第八区の換地処分については昭和二十五年二月十日認可した。

昭和二十五年二月十四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第五十九号

東伯郡天神野耕地整理組合第十区の換地処分については昭和二十五年二月十日認可した。

昭和二十五年二月十四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第六十号

東伯郡天神野耕地整理組合第七区の換地処分については昭和二十五年二月十日認可した。

昭和二十五年二月十四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第六十一号

左の府縣道は告示の日から供用を開始する。

昭和二十五年二月十四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

路線名	起 点	終 点
陸上岩井線	起点 岩美郡東村大字陸上鳥取城崎線分岐	終点 同岩井町大字岩井國道十八号線分岐
矢口鹿野線	起点 氣高郡寶木村大字下坂本字	終点 同鹿野町 矢口國道十八号線分岐
末恒停車場線	起点 氣高郡末恒村大字伏野鳥取青谷線	終点 末恒停車場 分岐

◇鳥取縣告示第六十二号

昭和二十二年厚生省令第三十号医薬品等配給規則第九條

00817

の規定による地方販売業者の登録を次のように実施する。

昭和二十五年二月十四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、登録の種類 衛生材料のみを取扱う地方販売業者
- 二、登録申請
 - 1 申請期限 昭和二十五年二月二十五日
 - 2 申請先 鳥取縣衛生課業務課
 - 3 申請書 別記様式による三種提出すること

別記様式 地方販売業者登録申請書
医薬品等配給規則第九條の規定により地方販売業者として登録せらるるもので別記により申請する。

年 月 日
申請者(法人にあつては主たる営業所の) 氏名(所在地、名称及び代表者氏名)
鳥取縣知事西尾愛治殿
(別記)
1、營業の種類 衛生材料販売業

品 名	数 量	品 名	数 量

- 2、藥事法第二十九條の登録若しくは登録更新年月日 昭和 年 月 日
 - 3、従事者数
 - 4、營業の区域
 - 5、營業の種類
 - 6、營業所の所在地
 - 7、指定配給衛生材料在庫数量(申請日現在)
- 記載上の注意
一、藥事法の登録及び登録更新については寫を添付すること
二、營業の区域は現に自己の營業の對象となつてゐる市町村範圍を記入すること
三、兼業は医薬品以外の業を記入すること

00818

◇鳥取縣告示第六十三号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年二月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 茨城縣筑波郡北條町大字君島九二三番地ノ一
現住所 鳥取市今町二丁目四四番地

昭和二十五年二月二日第一、四五一号

菊 池 た け

大正九年三月二十五日生

本籍地 氣高郡浜村町大字八幡一九一番地

現住所 同本籍地

昭和二十五年二月二日第一、四五二号

平 井 安 子

昭和二年七月十五日生

◇鳥取縣告示第六十四号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十五年二月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前住所 鳥取市東品治町一八番地山本太郎方

現住所 東伯郡倉吉町大字越中町二、一二二番地

昭和二十五年一月十五日住所変更により同年同月十六日名簿訂正方願い出たので同年二月二日訂正

尾 崎 八 重 子

大正十四年三月十日生

前住所 鳥取市下台町七番地

現住所 鳥取市立川町五丁目三三九番地

昭和二十五年一月八日住所変更により同年同月十九日名簿訂正方願い出たので同年二月二日訂正

山 内 ア エ

明治三十五年四月十五日生

◇鳥取縣告示第六十五号

建設業法第十三條第二項の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年二月十四日

00819

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登 録 商号又は 主たる營業 申請者
年月日 名 称 所の所在地 氏 名

鳥取縣知事 昭和二十四 元 山善工務店 鳥取市上
登録(イ) 年十一月 町一、二六 山下裕宏
第一二二号 二十九日 改 三蕙工務店 ノ一

◇鳥取縣告示第六十六号

建設業法第十四條第一項第四号の規定による廢業届があつたから同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年一月二十六日限り抹消した。

昭和二十五年二月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登 録 商号又は 主たる營業 申請者
年月日 は名称 所の所在地 氏 名

鳥取縣知事 昭和二十 日野郡黒坂町 宮本嘉吉
登録(イ) 四年十月 宮本組 大字黒坂
第一〇四号 十九日

◇鳥取縣告示第六十七号

建設業法第十四條第一項第一号の規定による廢業届があつたから同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十四年十二月二十九日限り抹消した。

昭和二十五年二月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登 録 商号又は 主たる營業 申請者
年月日 は名称 所の所在地 氏 名

鳥取縣知事 昭和二十 西伯郡外江町 下川常治
登録(イ) 四年十月 下川組 七九二番地
第五五号 十九日

◇鳥取縣告示第六十八号

建設業法第九條第一項第三号の規定による届出があつたから同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年一月三十一日限り抹消した。

昭和二十五年二月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00820

登録番号 登 録 年月日 商号又は名称 主なる営業 申請者
 鳥取縣知事 昭和二十 智頭土建 八頭郡 取縮役社長
 登録(イ) 四年十月 株式会社 智頭町 大坪市次郎
 第三三三号 十九日 大字智頭

◇鳥取縣告示第六十九号

昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十七号第四條の規定により林産物検査証箋元売捌人及び売捌区域を次のように指定した。

昭和二十五年二月十四日

鳥取縣知事 西尾 愛 治

記

指定年月日 元売捌人氏名 売捌区域
 昭和二十五年一月十七日 鳥取縣木材協会 縣下一円
 同 鳥取縣坑木協会 同

◇鳥取縣告示第七十号

昭和二十五年度鳥取縣立農業講習所講習生を左記要項により募集する。

昭和二十五年二月十四日

鳥取縣知事 西尾 愛 治

一、詮衡日時及び場所

1、日時 昭和二十五年三月二十八日午前九時

2、場所 鳥取市吉成 鳥取縣立農業講習所

二、募集人員 第一学年 三〇名

三、詮衡方法

1、筆記試験

数学、農業及び物象につき新制高等学校卒業程度に
おいて実施する。

2、面接 簡単な試問を課す。

四、入所志願手續

(一) 申込期限 昭和二十五年三月二十五日

(二) 申込先 鳥取市吉成 鳥取縣立農業講習所

(三) 受験申込に必要な書類

1、入所願書 様式第一号

2、履歴書

3、最終学校卒業成績証明書

00821

4、寫 眞

五、入所資格

(一) 新制高等学校又はこれに準ずる(農林大臣の指定する)教育機関を卒業した者。

(二) 旧制中等学校(乙種農学校を含む)を卒業後一箇年以上農業に関する試験研究、教育、普及事業又は實務に従事した者。

六、合格者発表 昭和二十五年三月三十日

様式第一号(用紙半紙)

入 所 願 書

このたび貴所講習生として入所致したいので別紙履歴書成績証明書及び戸籍抄本に寫眞を添え御願ひ致します。

年 月 日

氏名(ふりかなをつけること) 印

年 月 日生

鳥取縣立農業講習所長 殿

履 歴 書

様式第二号(用紙半紙)

本籍地

現住所

戸籍筆頭者との続柄

氏 名

年 月 日生

一、学 業

二、業 務

三、賞 罰

年 月 日

氏 名 印